

令和7年度 自動通話録音装置貸出事業

警告メッセージ&録音機能で
特殊詐欺被害を未然に阻止!!!



電話回線と電話機の
間に接続するだけ!!!

65歳以上の高齢者のみの世帯

日中、65歳以上の高齢者のみ
になる世帯

7月22日 受付開始

※先着順のため、予定台数200台に達
した時点で終了

お問合せ・申請先
〒335-8588

戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所くらし安心課
電話番号:048-441-1800(内線370)
メールアドレス:kurashi-bouhan@city.toda.saitama.jp



1 貸出対象者

市内に住民登録を有し、

- (1) 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 日中、在宅の世帯員が 65 歳以上の高齢者のみであることが常態である世帯の方

※ 65 歳以上（昭和 36 年 3 月 31 日以前に誕生日を迎える方）

2 貸出期間

貸出期間は 1 年間となります。

ただし、貸出期間終了後も自動通話録音機の貸出を希望される方には、継続して機器の貸出をいたします。（返却不要）

3 申請方法

- (1) 窓口：令和 7 年 7 月 22 日より、市役所 3 階くらし安心課の窓口にて受付（平日 8 時半～17 時まで）
- (2) 郵送：令和 7 年 7 月 22 日～令和 8 年 1 月 30 日までの消印有効
- (3) メール：令和 7 年 7 月 22 日午前 0 時～令和 8 年 1 月 30 日午後 11 時 59 分

※ 窓口は混雑することが予想されますので、メールでの申請を推奨します。

4 必要書類

- (1) 戸田市自動通話録音機利用申請書（様式第 1 号）
- (2) 本人確認書類の写し（免許証やマイナンバーカード等）※マイナンバーの場合、裏面は不要（申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる公的身分証明書（有効期限内のもの））

5 自動通話録音機の受け渡し及び設置

審査の結果、貸出の決定を受けた方は、くらし安心課の受付窓口において、自動通話録音機の受け取りをお願いします。

併せて自動通話録音機の取付け要領等について説明いたしますので、取付けは利用者ご自身でお願いします。

※ 申請と同時に お渡しではありませんのでご注意ください。

その他詳細については、市のホームページ上で公開しております。

